

昭和二十三年法律第百三号

公認会計士法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	6	この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。
第二章 公認会計士試験等（第五条—第十六条の二）	6	この法律において「特定社員」とは、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会計士（第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）以外の者をいう。
第三章 公認会計士の登録（第十七条—第二十三条）	7	この法律において「外国監査法人等」とは、第三十四条の三十五第一項の規定による届出をした者をいう。
第四章 公認会計士の義務（第二十四条—第二十八条の四）		
第五章 公認会計士の責任（第二十九条—第三十四条の二）		
第五章の二 監査法人		
第一節 通則（第三十四条の二の二—第三十四条の十）	2	公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。
第二節 社員（第三十四条の十の二—第三十四条の十の十七）		
第三節 業務（第三十四条の十一—第三十四条の十四の三）		
第四節 会計帳簿等（第三十四条の十五—第三十四条の十六の三）		
第五節 法定脱退（第三十四条の十七）		
第六節 解散及び合併（第三十四条の十八—第三十四条の二十の二）		
第七節 処分等（第三十四条の二十一—第三十四条の二十一の六）		
第八節 雜則（第三十四条の二十二—第三十四条の二十三）		
第五章の三 有限責任監査法人の登録に関する特則（第三十四条の二十四—第三十四条の三十四）		
第五章の四 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第三十四条の三十四の二—第三十四条の三十四の十四）		
第五章の五 外国監査法人等（第三十四条の三十五—第三十四条の三十九）		
第五章の六 審判手続等（第三十四条の四十—第三十四条の六十六）		
第六章 公認会計士・監査審査会（第三十五条—第四十二条）		
第六章の二 日本国公認会計士協会（第四十三条—第四十六条の十四）		
第七章 雜則（第四十七条—第四十九条の六）		
第八章 罰則（第五十条—第五十五条の四）		
附則		

第一章 総則

（公認会計士の使命）

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

（公認会計士の職責）
第一條の二 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。
(定義)

第一条の三 この法律において「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらを作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをい。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

2 この法律において「公表する」とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。

3 この法律において「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行うことの目的として、この法律に基づき設立された法人をいう。

4 この法律において「有限責任監査法人」とは、その社員の全部を有限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。

- 5 この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。
- 6 この法律において「特定社員」とは、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会計士（第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）以外の者をいう。
- 7 この法律において「外国監査法人等」とは、第三十四条の三十五第一項の規定による届出をした者をいう。
- （公認会計士の業務）**
- 第二条** 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。
- 2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。
- 3 第一項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。
- （公認会計士の資格）**
- 第三条** 公認会計士試験に合格した者（同一の回の公認会計士試験において、第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者を含む。第十二条を除き、以下同じ。）であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が三年以上であり、かつ、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。
- 第四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。
- 一 未成年者
- 二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九百九十八条号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第五百五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条规定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（平成十年法律第五百五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることとなくなつてから五年を経過しないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることとなくなつてから三年を経過しないもの
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 五 国家公務員法（昭和二十二年法律第一百一十号）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の处分を受け、当該处分の日から三年を経過しない者
- 六 第三十条又は第三十一条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該处分の日から五年を経過しない者
- 七 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者
- 八 第三十条又は第三十一条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該处分の日から五年を経過しない者

- 八 第三十四条の十の十七第二項の規定により特定社員の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

九 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

十 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）・弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

十一 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

第二章 公認会計士試験等

（公認会計士試験の目的及び方法）

第八条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

第五条 公認会計士試験は、公認会計士にならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、第八条に定めるところによつて、短答式（択一式を含む。同条及び第九条において同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

第六条及び第七条 削除

（公認会計士試験の試験科目等）

第八条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

一 財務会計論（簿記、財務諸表論その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

二 管理会計論（原価計算その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

三 監査論

四 企業法（会社法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

一 会計学（財務会計論及び管理会計論をいう。以下同じ。）

二 監査論

三 企業法

四 租税法（法人税法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

イ 経営学

ロ 経済学

ハ 民法

ニ 統計学

前二項に規定する試験科目については、内閣府令で定めるところにより、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

四 公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士にならうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

（短答式による試験科目の一部免除等）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第

- 六十一号)による専門学校において三年以上商学に属する科目的教授若しくは准教授の職についた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する科目的教授若しくは准教授の職についた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

三 高等試験本試験に合格した者

四 司法修習生となる資格(高等試験司法科試験の合格を除く。)を得た者

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、短答式による試験を免除する。

一 税理士法第三条第一項第一号若しくは第二号の規定により税理士となる資格を有する者又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の二科目について同法第七条第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得た者(同条第三項の規定により、同条第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。) 財務会計論

二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目

三 前条第一項各号に掲げる科目の全部又は一部に関連する事務又は業務に従事した期間が通算して七年以上である者として政令で定める者 政令で定める科目

4 短答式による試験に合格した者に対しては、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

前三項の申請の手続は、内閣府令で定める。

4 (論文式による試験科目の一一部免除)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。

一 前条第一項第一号に掲げる者 会計学及び経営学

二 前条第一項第二号又は第四号に掲げる者 企業法及び民法

三 前条第一項第三号に掲げる者 高等試験本試験において受験した科目 (当該科目が商法である場合にあつては、企業法)

四 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上経済学に属する科目的教授若しくは准教授の職についた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学

五 不動産鑑定士試験に合格した者 経済学又は民法

六 税理士法第三条第一項第一号又は第二号の規定により税理士となる資格を有する者 租税法

七 第八条第二項各号に掲げる科目の全部又は一部について、公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するものとして政令で定める者 政令で定める科目

2 相当と認める成績を得た者については、その申請により、当該論文式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる論文式による当該科目についての試験を免除する。

3 前二項の申請の手続は、内閣府令で定める。

(受験手数料)

第一十二条 公認会計士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、公認会計士試験を受けなかつた場合においても、これを還付しない。

(合格証書)

第十二条 公認会計士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(試験の執行)

第十三条 公認会計士試験は、公認会計士・監査審査会が、これを行う。

2 公認会計士試験は、毎年一回以上、これを行う。

(合格の取消等)

第十三条の二 公認会計士・監査審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士・監査審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとすることができる。

(試験の細目)

第十四条 この法律に定めるもののほか、公認会計士試験に関し必要な事項は、内閣府令で定め

(業務補助等)

第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

2 この法律に定めるもののほか、業務補助等について必要な事項は、内閣府令で定める。

(実務補習)

第十六条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対する公認会計士となるのに必要な技能

を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関(以下この

条において「実務補習団体等」という。)において行う。

2 前項の認定を申請しようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書に内閣府令で定

める書類を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、実務補習の内容、方法その他の事

項に関し内閣府令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとす

る。

4 内閣総理大臣は、実務補習団体等が行う実務補習の内容、方法その他の事項が前項に規定する

内閣府令で定める基準に照らして適当でないと認めるときは、当該実務補習団体等に対し、必要

な指示をることができる。

5 内閣総理大臣は、実務補習団体等が第三項に規定する内閣府令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないと、又は当該実務補習団体等から実務補習団体等としての認定の取消しの申請があつたときは、第一項の認定を取り消すことがで

きる。

6 実務補習団体等は、公認会計士試験に合格した者で当該実務補習団体等において実務補習を受けている者(次項において「受講者」という。)がすべての実務補習の課程を終えたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による報告に基づき、受講者が実務補習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該受講者について実務補習の修了したことの確認を行わなければならぬい。

8 この法律に定めるもののほか、実務補習について必要な事項は、内閣府令で定める。

(外国で資格を有する者の特例)

第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本

国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本

公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、内閣府令で定めるところにより、公認会

計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

3 前項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 前項の規定により納付した手数料は、第二項の試験又は選考を受けなかつた場合においても、これを還付しない。

2 第一項の登録を受けた者(以下「外国公認会計士」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

一 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。

3 前項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付し

なければならない。

4 前項の登録を受けた者(以下「外国公認会計士」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

一 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。

3 前項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付し

なければならない。

4 第十八条の二から第二十条まで、第二十一条(第一項を除く。)、第二十二条、第二十四条から

第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

第三章 公認会計士の登録

(登録の義務)

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(名簿)

第十八条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、税理士、弁護士、外国法事務弁護士又は弁理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

三 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士の信用を害するおそれがある者

(登録の手続)

第十九条 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができない又は登録を受けることができない者であると認めたときは、資格審査会(第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項、第三十四条の十の十一第二項、第三十四条の十の十四第二項及び第四十四条第一項第九号において同じ。)の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。

4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

8 この法律に定めるもののほか、実務補習について必要な事項は、内閣府令で定める。

(外国で資格を有する者の特例)

第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本

国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対し何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

（変更登録）

第二十条 公認会計士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。（登録の抹消）

第二十一条 公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四条各号（第五号の二を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

六 議決に基づき、その登録を抹消することができる。

七 内閣府令で定める期間以上の期間にわたり第二十八条に規定する研修を受けていないとき

（内閣府令で定める場合を除く。）。

八 二年以上継続して所在が不明であるとき。

九 前項第一号から第三号までの規定による登録の抹消については第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定を、前項第四号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（登録及び登録の抹消の公告）

第二十二条の二 日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士の登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。（登録抹消の制限）

第二十二条の三 日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第二十二条第一項第一号若しくは第二項第二号若しくは第四号又は第十六条の二第五項第一号（第二十二条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による当該公認会計士又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。（登録の細目）

第二十二条 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿その他登録に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十三条 削除

第四章 公認会計士の義務 （特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第一条第一項の業務を行なつてはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であった会社その他の者の財務書類

二 公認会計士がその使用者であり、又は過去一年以内に使用者であつた会社その他の者の財務書類

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に關して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

（大会社等に係る業務の制限の特例）

第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 会計監査人設置会社（資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。）

二 金融商品取引法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

四 保険業法第二条第二項に規定する保険会社

五 保険業法第二条第二項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

第二十四条の三 公認会計士は、大会社等の七会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間（当該連続する会計期間に準ずるものとして内閣府令で定める会計期間にあっては、当該会計期間。以下この項、第三十四条の十一の三及び第三十四条の十一の四第一項において「連続会計期間」という。）のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該連続会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行ふことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めることにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

2 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係るその者の財務書類について公認会計士が監査関連業務を行つた場合には、その者を大会社等とみなし、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「公認会計士は」とあるのは、「次項の監査関連業務を行つた公認会計士は」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の監査関連業務とは、第一条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。

第二十四条の四 公認会計士は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行ふときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共にし、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことにつき内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(証明の範囲及び証明者の利害関係の明示)

第二十五条 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、いかなる範囲について証明をするかを明示しなければならない。

2 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容その他の内の内閣府令で定める事項を証明書に明示しなければならない。

3 公認会計士は、前項の規定による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により同項に規定する事項を併せて明示することにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

(信用失墜行為の禁止) 第二十六条 公認会計士は、公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務) 第二十七条 公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他人に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなつた後であつても、同様とする。

第二十八条 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るために研修を受けるものとする。

(公認会計士の就職の制限) 第二十九条 公認会計士が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合には、当該公認会計士（公認会計士であつた者を含む。）は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者又はその連結会社等（当該会社その他の者と連結して財務書類を作成するものとされる者として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一第一項第三号において同じ。）の役員又はこれに準ずるものに就くならない。ただし、当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

(使用者等に対する監督義務) 第二十条 公認会計士は、第二条第一項又は第二項の業務を行うため使用者を使用するときは、当該業務を適正に遂行するよう当該使用者その他の従業者を監督しなければならない。

(業務の状況に関する説明書類の縦覧等) 第二十一条 公認会計士は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいい、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行つたものに限る。）ごとに、業務の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該公認会計士の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

2 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものとどまることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 前三项に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 公認会計士の責任

(懲戒の種類) 第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

二 戒告
二 年以内の業務の停止
三 登録の抹消

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 監査法において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

(一般的の懲戒) 第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わぬ場合には、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行つた場合には、内閣総理大臣は、第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 (課徴金納付命令) 第三十二条 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額

二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対しても、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三 当該公認会計士に対して第二十九条第一号に掲げる処分をする場合（第三十四条の十四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。）

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

3 第一条の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命じることができない。

4 第一条の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一条の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

(処分の手続)
第三十二条 何人も、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第三十三条 前項に規定する報告があつたときは、内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。

第三十四条 内閣総理大臣は、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

第三十五条 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十六条 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相当な証拠により第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると認めめたときににおいて、公認会計士・監査審査会の意見を聴いて行う。ただし、懲戒の処分が第四十四条の二の規定による勧告に基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聞くことを要しないものとする。

第三十七条 内閣総理大臣は、前条第二項(第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員に次に掲げる処分をさせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
 四 事件に關係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に關係のある帳簿書類その他の物件を検査すること。

第三十八条 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告)

第三十九条 内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、かつ、前項に規定する处分があつたときは、特にその結果を明らかにしておかなければならぬ。

第四十条 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は内閣府令で定めるところにより、実費を支弁して、その賛同若しくは抄本の交付を求めることができる。ただし、当該公認会計士又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定があつた後でなければ、前項の調書の縦覧を求め、又はその賛同若しくは抄本の交付を求めることができない。

第四十一条 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告(設立等)。

第四十二条 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が行う第二条第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる。

第五章の二 監査法人

第一節 通則

(設立等)

第四十三条の二 公認会計士(外国公認会計士を含む。以下この章から第五章の四まで及び第六章の二において同じ。)及び第三十四条の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

2 第一条及び第一条の二の規定は、監査法人について準用する。

(名称)
第四十四条の三 監査法人は、その名称中に監査法人という文字を使用しなければならない。

第四十五条 有限責任監査法人は、その名称中に社員の全部が有限責任社員であることを示す文字として内閣府令で定めるものを使用しなければならない。

第四十六条の四 監査法人の社員は、公認会計士又は第三十四条の十の八の登録を受けた者でなければならぬ。

第四十七条 次に掲げる者は、監査法人の社員となることができない。
 1 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
 2 他の監査法人において、第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の業務に従事掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

第四十八条 第三十条の二十一第二項の規定により他の監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内に当該他の監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの
 1 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

(業務の範囲)
第四十九条 監査法人は、第二条第一項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

1 第二条第二項の業務
 2 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習(登記)

第五十条 監査法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(設立の手続)
第五十一条 監査法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員になろうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。

第五十二条 会社法第三十条第一項の規定は、監査法人の定款について準用する。

第五十三条 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 目的
 2 名称
 3 事務所の所在地
 4 社員の氏名及び住所
 5 社員の全部が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
 6 社員の出資の目的(有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る。)及びその価額又は評価の標準
 7 業務の執行に関する事項

4 無限責任監査法人を設立しようとするとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。

5 有限責任監査法人を設立しようとするとする場合には、第項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。

第三十四条の八 削除
(成立の時期)

第三十四条の九 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第三十四条の九の二 監査法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(定款の変更)

第三十四条の十 監査法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

2 監査法人は、定款の変更をしたときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 社員

(業務の執行等)

第三十四条の十一 監査法人の行う第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 前二項に規定するものほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に關与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

4 第二項に規定するもののほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に關与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

(法人の代表)

第三十四条の十二 第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

2 第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 監査法人を代表する社員は、監査法人の業務(特定社員にあつては、第二条第一項の業務を除く。)に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

5 監査法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(指定社員)

第三十四条の十三 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項及び第六項に規定する社員(特定社員を除く。)を指す。)を指定しなければならない。

3 前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び第三十四条の十の六において「指定証明」という。)に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

5 監査法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(指定証明)

第三十四条の十四 無限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者(以下この条及び第三十四条の十の六において「被監査会社等」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。

4 無限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者(以下この条及び第三十四条の十の六において「被監査会社等」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 被監査会社等は、その受けようとする証明について、無限責任監査法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めるこ

ができる。この場合において、無限責任監査法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、無限責任監査法人はその後において、指定をすることができない。ただし、被監査会社等の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 指定証明について、当該証明に係る業務の結了前に指定社員が欠けたときは、無限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したもとのとみなす。

7 無限責任監査法人は、第四項の規定による書面による通知に代えて、内閣府令で定めるところにより、被監査会社等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該無限責任監査法人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第三十四条の十の五 (指定有限責任社員)

有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。)を指定しなければならない。

2 前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「特定証明」という。)については、指定を受けた社員(以下この条及び次条において「指定有限責任社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 特定証明については、第三十四条の十の三の規定にかかわらず、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表する。

4 有限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者に対し、その旨を書面その他の中間会令で定める方法により通知しなければならない。

5 第一項の規定による指定がされない証明があつたときは、当該証明については、全社員を指定したものとみなす。

6 特定証明について、当該証明に係る業務の結了前に指定有限責任社員が欠けたときは、有限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

(社員の責任)

第三十四条の十の六 監査法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帶してその弁済の責任を負う。

2 監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされてい場合(同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。)において、指定証明に關し被監査会社等に對して負担することとなつた無限責任監査法人の債務をその無限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員(指定社員であった者を含む。以下この条において同じ。)が、連帶してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされる場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、無限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされる場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、無限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

- 員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。無限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。
- 7 有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。
- 8 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。がされていて、特定の規定において同じ。）において、特定証明に関して負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、指定有限責任社員（指定有限責任社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帶してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した指定有限責任社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
- 9 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、特定証明に関し生じた債権に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効果を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。
- 10 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定証明に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。
- 11 会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項又は第八項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなつた無限責任監査法人の債務又は特定証明に関し負担することとなつた有限責任監査法人の債務については、この社員であると誤認させる行為をした者の責任）
- 第三十四条の十の七 無限責任監査法人の社員でない者が自己を無限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該無限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて無限責任監査法人と取引をした者に対し、無限責任監査法人の社員と同一の責任を負う。
- 2 有限責任監査法人の社員でない者が自己を有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。
- 3 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。（特定社員の登録義務）
- 第三十四条の十の八 特定社員となろうとする者は、特定社員の名簿（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十六号の二から第八号までを除く。）において単に「登録」という。）を受けなければならぬ。（特定社員名簿）
- 第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。（登録拒否の事由）
- 第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。
一 公認会計士
二 未成年者
- 第三十四条の十の十一 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。
- 2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。
- 三 この法律若しくは金融商品取引法第二百九十七条から第二百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの
- 五 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 第三十条又は第三十一条の規定により公認会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
- 八 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者
- 九 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
- 十 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者
- 十一 税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。
- 十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者（登録の手続）
- 第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。
- 2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が登録を受けることができない者であると認めたときは、資格審査会の議決に基づいて登録を拒否しなければならない。
- 3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。（登録を拒否された場合の審査請求）
- 第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに

第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

(変更登録)
第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

(登録の抹消)
第三十四条の十の十四 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

一 監査法人の社員でなくなつたとき。
二 死亡したとき。

三 第三十四条の十の十各号（第八号の二及び第十二号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。

2 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一 不正の手段により登録を受けたとき。
二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

3 前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定による登録の抹消について

4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号又は第二項第二号若しくは第三号の規定による同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（登録の細目）
第三十四条の十の十五 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（秘密を守る義務）
第三十四条の十の十六 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であつても、同様と（特定社員に対する処分）

第三十四条の十の十七 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

一 戒告
二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止
三 登録の抹消

（特定の事項についての業務の制限）
第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行つてはならない。

一 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類
二 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者（その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社その他の者の財務書類につ

いて当該監査法人の行う第二条第一項の業務に関与する者その他の政令で定める者に限る。）がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計期間」という。）内に当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者又はその連結会社等の財務書類

四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、監査法人の行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには関与してはならない。

（大会社等に係る業務の制限の特例）
第三十四条の十一の二 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、大会社等から第二条第一項の業務（財務書類の調製に係る業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

2 監査法人は、その社員が大会社等から第二条第二項の業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

第三十四条の十一の三 監査法人は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について当該社員が監査関連業務（第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第三十四条の十一の五までにおいて同じ。）を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはならない。

（大規模監査法人の業務の制限の特例）

第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この項において「上場有価証券発行者等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務を行つ場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者（以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。）が上場有価証券発行者等の五会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。

2 前項（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の大規模監査法人とは、そこの規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

（新規上場企業等に係る業務の制限）
第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。

2 前項（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の大規模監査法人とは、そ

者の規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査関連業務を行つた場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなし、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査関連業務を行つた大規模監査法人」とする。

(監査又は証明の業務の執行方法)

第三十四条の十二 監査法人は、その公認会計士である社員以外の者に第二条第一項の業務を行わせてはならない。

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を行した社員は、当該証明書にその資格を表示して署名しなければならない。

3 監査法人は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

4 第二十五条の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合に準用する。

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十三号及び第四十六条条の九の二第一項において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならない。

一 業務の執行の適正を確保するための措置

二 業務の品質の方針の策定及びその実施

三 公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

4 前項第二号の業務の品質の管理とは、業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の内閣府令で定める業務の遂行に関する事項について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するため必要な措置を講ずることをいう。

5 監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならぬ。

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十四 監査法人の社員は、他の監査法人の社員となつてはならない。

2 監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、当該範囲に属する業務が第二条第二項の業務である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けたときは、この限りでない。

3 監査法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、監査法人に生じた損害の額と推定する。

(関与社員の就職の制限)

第三十四条の十四の二 第二十八条の二の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について

第二条第一項の業務を行つた場合における当該業務を執行した社員について準用する。

第三十四条の十四の三 第二十八条の三の規定は、監査法人について準用する。

第四節 会計帳簿等

(会計年度)

第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(会計の原則)

第三十四条の十五の二 監査法人の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第三十四条の十五の三 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 監査法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその業務に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

第三十四条の十五の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(計算書類の作成等)

第三十四条の十六 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 監査法人は、毎会計年度経過後二月以内に、計算書類(貸借対照表、損益計算書その他監査法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当な書類として内閣府令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の書類は、電磁的記録をもつて作成し、又は提出することができる。

4 監査法人は、第二項の書類を作成したときから十年間、これを保存しなければならない。

(貸借対照表等の提出命令)

第三十四条の十六の二 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができます。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、監査法人の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五節 法定脱退

第三十四条の十七 監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 公認会計士である社員にあつては、公認会計士の登録の抹消

二 特定社員にあつては、特定社員の登録の抹消

三 定款に定める理由の發生

四 総社員の同意

五 除名

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一定款に定める理由の発生

総社員の同意

合併(合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。)

破産手続開始の決定

解散を命ずる裁判

第三十四条の二十一 第二項の規定による解散の命令

合併により設立する監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する監査法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務(当該監査法人が行うその業務に関し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

合併は、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する監査法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務(当該監査法人が行うその業務に関し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

会社法第九百三十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十四条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十五条、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、監査法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第三十四条の二十一の二 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第三項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第四項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第五項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書きを除く。)並びに第八百四十六条の規定は監査法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十一条第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。
第七節 処分等

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律(第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。)若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること(同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。)ができる。

内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるところに該当するとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。

内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。

第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査

法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(課徴金納付命令)

第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という)の一・五倍に相当する額

二 当該証明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合 当該監査法人に対して同項の処分をする場合(同号の相当の注意を著しく怠った場合として内閣府令で定める場合を除く)。

二 前条第二項第二号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合(同号の相当の注意を著しく怠った場合として内閣府令で定める場合を除く)。

三 第三十一条の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四 解散を命ずる場合

第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

四 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

五 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

六 監査法人が合併により消滅したときは、当該監査法人がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。

七 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(裁判所による監督)

第三十四条の二十一の三

監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

3 監査法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

(清算結了の届出)

第三十四条の二十一の四

清算が結了したときは、清算人は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第三十四条の二十一の五 監査法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第三十四条の二十一の六 裁判所は、監査法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

3 2 前項の検査役の選任の裁判所に対する不不服を申し立てることができない。

裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、監査法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該監査法人及び検査役の陳述を聽かなければならない。

第八節 雜則

(監査法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十四条の二十二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百四条第一項及び第二項、第六百八十九条、第六百二十一条、第六百二十二条並びに第六百二十四条の規定は監査法人について、同法第五百八十五条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第五百九十二条、第五百九十六条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条(第一項ただし書を除く)並びに第六百十三条规定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条まで及び第九百三十七条第一項(第一号ル及びヲに係る部分に限る)の規定は監査法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条规定は「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百八十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む)」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十四第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十三条第一項及び第二項、第六百五十五条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百七十二条、第六百七十三条、第六百七十五条、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十八条第一項、第六百六十九条、第六百七十条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る)、第六百七十七条、第六百七十二条(第四号に係る部分に限る)、第六百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る)、第六百七十五条並びに第六百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十五条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十五条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の六」と読み替えるものとする。

3 会社法第六百六十八条から第六百七十二条までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十五条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十三条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九条第一項」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第十号に係る部分に限る)、第八百七十二条第一項(第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条第一項(第三号に係る部分に限る)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第八百六十八条第一項、第八百七十二条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十二条第一項(第八百七十二条第一号及び第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る))、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六

- 条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、監査法人の設立の無効の訴えについて準用する。

会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。

破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、有限責任監査法人とは、合名会社とみなす。

無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

監査法人は、前二項の定款の変更を行つたときは、その変更の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行しないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第二项において準用する会社法第六百四条第一項及び第二項、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百二十二条並びに第六百二十四条並びに第八項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四条（第三号を除く。）の規定により清算をする監査法人については、適用しない。

（有限責任監査法人についての会社法の準用等）

第三十四条の二十三 会社法第二百七条（第九項第一号を除く。）、第六百四条第三項、第六百二十二条、第六百二十三条第一項、第六百二十五条から第六百三十六条まで、第六百六十条、第六百六十五条及び第六百六十五条の規定は、有限責任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七条第一項中「第一百九十九条第一項第三号に掲げる事項を」とあるのは「金銭以外の財産を出資の目的として」と、「同号」とあるのは「当該金銭以外」と、同条第七項及び第九項第二号から第五号までの規定中「第一百九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第八項中「募集株式の引受け人」とあるのは「社員にならうとする者」と、「その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約による意思表示」とあるのは「出資の申込み」と、同条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「社員」と、「支配人その他の使用者」とあるのは「使用者」と、同項第二号中「募集株式の引受け人」とあるのは「社員にならうとする者」と、同法第六百四条第三項中「前項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二第一項において準用する前項」と、同法第六百三十二条第一項中「事業年度」とあるのは「会計年度」と、同法第六百三十二条第一項中「第六百二十四条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二第一項において準用する第六百二十四条第一項」と、同条第二項中「が、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「が、公認会計士法第三十四条の二十二第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と、「は、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「は、同法第三十四条の二十二第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第三十三条（第一項第二号を除く。）、第五十二条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）及び第五百七十八条の規定は、有限責任監査法人の社員にならうとする者について準用す

る。この場合において、同法第三十三条第一項中「第二十八条各号に掲げる事項についての」とあるのは「金銭以外の財産を出資の目的とする」と、「第三十条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の七第二項において準用する第三十条第一項」と、同法第四項、第六項及び第十項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第七項及び第八項中「第二十八条各号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産の価額」と、同法第十項第一号中「第二十八条第一号及び第二号」とあるのは「金銭以外」と、「同条第一号及び第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同項第一号中「第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「価額」と、同項第三号中「第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同条第十一項第一号中「発起人」とあるのは「有限責任監査法人の社員になるうとする者」と、同項第三号中「設立時取締役（第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。）又は設立時監査役（同条第三項第二号に規定する設立時監査役をいう。）」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同法第五十二条第一項中「現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等」とあるのは「出資の目的とされた金銭以外の財産の価額が当該金銭以外の財産」と、同項及び同条第二項中「設立時取締役」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同項中「現物出資財産等」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第三項中「第三十三条第十項第三号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十三第二項において準用する第三十三条第十項第三号」と、同法第二百一十二条中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第一項第二号中「第二百九条第一項の規定により募集株式の株主」とあるのは「社員」と、「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、「募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項第三号」と、同法第二百一十二条中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第一項第二号中「第二百七条第二項」と、同項第一号中「取締役等」とあるのは「有限責任監査法人を設立しようとする場合」とあるものは「有限責任監査法人の社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百二十七条第三項又は第六百三十五条第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第八百六十八条规定（第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項において準用する同法第二百七条又は第二項において準用する同法第三十三条の規定による検査役の選任及び有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百六十一条第二項の規定による許可の申立てをする場合について準用する。この場合において、同法第八百七十七条第一項第三号中「設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人」とあるのは「有限責任監査法人の社員又は有限責任監査法人の社員になるうとする者」と、同項第四号中「第二百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定によ

り金銭以外の財産」とあるのは「金銭以外の財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項において準用する会社法第六百二十条、第六百二十三条第一項、第六百二十六条及び第六百二十七条の規定は、前条第二項において準用する同法第六百四十四条（第三号を除く。）の規定により清算をする有限責任監査法人については、適用しない。

第五章の三 有限责任監査法人の登録に関する特則

（登録） 第一項において単に「登録」という。を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

第三十四条の二十五 登録を受けようとする有限責任監査法人（第三十四条の二十二第八項の規定による定款の変更をしようとする無限責任監査法人を含む。第三十四条の二十七第一項第二号ロにおいて同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（登録の申請） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

第三十四条の二十六 登録を受けようとする有限責任監査法人（次条から第三十四条の三十一までの規定により単に「登録」という。）を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

（登録の申請） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

第三十四条の二十七 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の登録（次条から第三十四条の三十一までの規定により単に「登録」という。）を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

（登録の実施） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

第三十四条の二十八 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の登録（次条から第三十四条の三十一までの規定により単に「登録」という。）を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

（登録の拒否） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の登録（公衆の総覽に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の総覽に供しなければならない。

（登録の拒否） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の登録（公衆の総覽に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の総覽に供しなければならない。

（登録の拒否） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

第三十四条の三十一 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の登録（公衆の総覽に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の総覽に供しなければならない。

（登録の拒否） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

第三十四条の三十二 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の登録（公衆の総覽に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の総覽に供しなければならない。

（登録の拒否） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

第三十四条の二十九 登録有限責任監査法人は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに登録を申請しなければならない。

（登録有限責任監査法人に対する処分等） 第一項の規定により登録を受けた事項に変更をしたときは、当該登録有限責任監査法人の登録は、その効力を失う。

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が第三十四条の十の五若しくはこの規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したときは、当該登録有限責任監査法人に対し、必要な指示をすること（次項第三号に該当した場合において、同項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。）ができる。

（内閣総理大臣に対する処分等） 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録有限責任監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

（内閣総理大臣に対する処分等） 第三十四条の二十七第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当する場合には、その登録有限責任監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

（内閣総理大臣に対する処分等） 第三十四条の二十九第一項各号に掲げる事項を登録番号及び登録年月日及び登録番号に該当する場合には、その登録有限責任監査法人に正の手段により登録を受けたとき。

（内閣総理大臣に対する処分等） 第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したときは、当該登録有限責任監査法人が前項第三号又は第四号に該当するときは、その登録有限責任監査法人に正の手段により登録を受けたとき。

（内閣総理大臣に対する処分等） 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が前項第三号又は第四号に該当するときは、その登録有限責任監査法人に正の手段により登録を受けたとき。

（内閣総理大臣に対する処分等） 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。

（内閣総理大臣に対する処分等） 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された登録有限責任監査法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

（内閣総理大臣に対する処分等） 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、当該計算書類に係る会計年度における当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

(供託に関する特則)

第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人は、第三十四条の一十一第二項第一号又は第二号に該当することによつて生ずる損害の賠償を請求する権利（以下この条において「優先還付対象債権」という。）を有する者（以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という。）に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人と前項の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 登録有限責任監査法人（第三十四条の二十二第八項の規定による定款の変更の効力が生じていないものを除く。）は、第一項の規定により供託する供託金（第二項の規定により同項の金額を供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

6 優先還付対象債権者は、優先還付対象債権に関し、当該登録有限責任監査法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 登録有限責任監査法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額につき供託又は第三項の契約の締結（第五十二条の四において令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第五十二条の四において単に「供託」という。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。）第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 第三十四条の十八第一項各号のいづれかに該当することとなつたとき。

一二 第三十四条の十八第二項に該当することとなつたとき。

三 第三十四条の二十二第九項に規定する定款の変更を行い、同条第十項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

四 業務の状況の変化その他の理由により供託金の額が第一項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。（有限責任監査法人責任保険契約に関する特則）

第三十四条の三十四 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、その業務を行つて当たり生ずる責任に関する保険契約（次項及び第三項において「有限責任監査法人責任保険契約」という。）を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項、第二項若しくは第八項の規定により供託する供託金の全部若しくは一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。これが、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この章において「上場会社等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務（金融商品取引法第一百九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。以下この章において同じ。）を行つてはならない。

第五章の四 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則

第三十四条の三十四の二 公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録（以下この章（第三十四条の三十四の六第一項第一号ハ及び第三号ハ）並びに第三十四条の三十四の八第二項第二号及び第三号を除く。）において單に「登録」という。）を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この章において「上場会社等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務（金融商品取引法第一百九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。以下この章において同じ。）を行つてはならない。

（登録）

第三十四条の三十四の三 上場会社等監査人名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。（登録の申請）

第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

一 公認会計士 次に掲げる事項
イ 氏名
ロ 生年月日
ハ 事務所の所在地
ニ 上場会社等の財務書類について共同して第二条第一項の業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人の氏名若しくは名称又は当該業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の氏名その他内閣府令で定める事項

一 公認会計士 次に掲げる事項
イ 氏名
ロ 事務所の所在地
ニ 有限責任監査法人にあつては、資本金の額
ホ その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 第三十四条の三十四の六第一項各号のいづれにも該当しないことを誓約する書面
二 申請者が公認会計士である場合にあつては、第二十八条の四第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの

三 申請者が監査法人である場合にあつては、登記事項証明書及び定款の写し並びに第三十四条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定める項目の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、
四 その他内閣府令で定める書類
(登録の実施)
第三十四条の三十四の五 日本公認会計士協会は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。
一 公認会計士 次に掲げる事項
イ 前条第一項第一号に定める事項
ロ 登録年月日及び登録番号
二 監査法人 次に掲げる事項
イ 前条第一項第二号に定める事項
ロ 登録年月日及び登録番号
三 日本公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
(登録の拒否)
第三十四条の三十四の六 日本公認会計士協会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
一 第三十四条の三十四の九第一項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないとき。
二 申請者が公認会計士である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
イ 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
ロ 第三十四条の二十一第二項の規定により監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その处分の日前三十日以内に当該監査法人の社員であつた者でその处分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの
ハ 第三十四条の二十九第二項の規定により登録有限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その处分の日前三十日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその处分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの
ニ 第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録上場会社等監査人（第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいう。次号ホにおいて同じ。）（監査法人に限り、当該登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該登録上場会社等監査人の社員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないもの）である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
オ 第三十四条の二十一第二項又は第三十四条の二十九第二項の規定により業務の停止を命ぜられ、当該業務の停止の期間を経過しないとき。
ハ 社員のうちに第三十四条の二十九第二項各号のいずれかに該当する者がいるとき。
三 十日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその处分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないものがいるとき。

二 社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（監査法人を除く。）がいるとき。
ホ 社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により他の登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録上場会社等監査人の社員であった者でその取消しの日から三年を経過しないものがいるとき。
ト 社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が百分の五十を下らない内閣府令で定められた割合を下回るとき。
ヘ 社員（公認会計士に限る。）の数が政令で定める数に満たないとき。
四 申請者が有限責任監査法人である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
イ 前号イからトまでのいずれかに該当するとき。
ロ 資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たないとき。
五 上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていないとき。
二 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を申請者に通知しなければならない。
(登録を拒否された場合の審査請求)
第三十四条の三十四の七 前条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。
2 第三十四条の三十四の四第一項の規定により申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。
3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。
(変更登録等)
第三十四条の三十四の八 登録を受けた公認会計士及び監査法人（以下この章において「登録上場会社等監査人」という。）は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。
2 次の各号のいずれかに該当するときは、登録上場会社等監査人の登録は、その効力を失う。
一 登録上場会社等監査人が登録に係る業務を廃止したとき（次条第一項の規定による登録の取消しの手続に付されているときを除く。）。
二 登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）が第三十条又は第三十一条の規定により第十六条の二第五項又は第十七条の登録の抹消の処分を受けたとき。
三 登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）の第十六条の二第一項又は第十七条の登録が第十六条の二第五項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定により抹消されたとき（当該登録上場会社等監査人が第四条第六号に該当するに至つたことにより当該登録が第十六条の二第五項又は第二十二条第一項の規定により抹消されたときを除く。）。
四 登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）が第三十四条の十八第一項又は第二項の規定により解散したとき。
(登録の取消し等)
2 該当するときは、登録を取り消すことができる。
一 第三十四条の三十四の六第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。
二 不正の手段により登録を受けたとき。

- 三 この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき。
- 2 第三十四条の三十四の六第二項並びに第三十四条の三十四の七第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による登録の取消しの手続に付された登録上場会社等監査人（監査法人に限る）は、清算が結了した後においても、この条（第六項を除く。）の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。
- 4 第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人（当該登録上場会社等監査人が監査法人である場合にあつては、当該登録上場会社等監査人の社員である公認会計士。以下この項において同じ。）につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、当該登録上場会社等監査人に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。
- 5 第一項の規定は、同項の規定により登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人の社員である公認会計士（以下この項において同じ。）につき第三十二条又は第三十三条に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の处分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。
- 6 第一項の規定により登録が取り消された場合にあつては、同項の規定により登録を取り消された者は、その取消しの日前に締結された契約に係る第二条第一項の業務を行うことができる。この場合において、当該処分を受けた者は、当該契約を履行する目的の範囲内においては、なお登録上場会社等監査人とみなす。
- （登録の抹消）
- 第三十四条の三十四の十** 日本公認会計士協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消しなければならない。
- 一 第三十四条の三十四の八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき。
- 二 前条第一項の規定により登録を取り消したとき。
- （登録及び登録の抹消の公告）
- 第三十四条の三十四の十一** 日本公認会計士協会は、登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。
- 第三十四条の三十四の十二** この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、上場会社等監査人名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。
- （上場会社等に係る業務の制限の特則）**
- 第三十四条の三十四の十三** 登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）は、上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うときは、内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。
- 一 登録を受けた監査法人と共同して行うこと。
- 二 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- イ 政令で定める数以上の他の登録を受けた公認会計士と共同して行うこと。
- ロ イの他の登録を受けた公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数以上であること。
- （業務管理体制の整備に関する特則）**
- 第三十四条の三十四の十四** 登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。
- 第五章の五 外国監査法人等**
- （届出）
- 第三十四条の三十五** 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明することを業とする者は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類（以下「外国会社等財務書類」という。）について第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行なう者に対する監督を行う外國の行政機関その他これに準ずるもの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- （届出事項）
- 第三十四条の三十六** 前条第一項の規定による届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 名称又は氏名
二 主たる事務所の所在地
三 法人にあつては、役員の氏名
四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額
五 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- （届出事項の変更）
- 第三十四条の三十七** 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- （外国監査法人等に対する指示等）
- 第三十四条の三十八** 外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したときは、又は外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を受けた場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を受けた場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による公表後、同項の外国監査法人等について、第一項の指示に係る事項につき是正が図られたと認める場合には、その旨その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。
- （廃業等の届出）
- 第三十四条の三十九** 外国監査法人等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を廃止したとき。
- 二 主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始と同種類の申立てを行つたとき。
- 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。
- 第五章の六 審判手続等**
- （審判手続開始の決定）
- 第三十四条の四十** 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）又は第三十四条の二

（審判手続開始の決定）

備証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類（以下「外国会社等財務書類」という。）について第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行なう者に対する監督を行う外國の行政機関その他これに準ずるもの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三十四条の三十六 前条第一項の規定による届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称又は氏名
二 主たる事務所の所在地
三 法人にあつては、役員の氏名
四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額
五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項の変更）

第三十四条の三十七 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（外国監査法人等に対する指示等）

第三十四条の三十八 外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したときは、又は外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を受けた場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による公表後、同項の外国監査法人等について、第一項の指示に係る事項につき是正が図られたと認める場合には、その旨その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

（廃業等の届出）

第三十四条の三十九 外国監査法人等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を廃止したとき。

二 主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始と同種類の申立てを行つたとき。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。

第五章の六 審判手続等

（審判手続開始の決定）

第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）又は第三十四条の二

十一の二第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）には、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

2 第三十一条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二第一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができない。（審判手続開始決定書）

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならぬ。

2 審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この章において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。（審判手続を行うべき者）

第三十四条の四十一 審判手続（審判手続開始の決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書きの一人の審判官を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。（被審人の代理人及び指定職員）

第三十四条の四十二 被審人は、弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。（審判の公開）

第三十四条の四十四 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りではない。（被審人による答弁書の提出）

第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二第一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。（被審人の意見陳述）

第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見述べることができる。（被審人による答弁書の提出）

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に對して、意見の陳述を求めることができる。（参考人に対する審問等）

第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。（この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。）

2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十条、第一百九十九条、第一百九十六条、第一百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

（被審人に対する審問）

第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。（証拠書類の提出等）

2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。（学識経験者に対する鑑定命令）

第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。（立入検査）

第三十四条の五十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする審判官は、その身分を示す証票を携帯し、事件関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（立入検査）

第三十四条の五十二 審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。（審判手続終了後の決定等）

第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二第一の二第一項に規定する事実について、被審人に對し、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二第一の二第一項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について前項の決定（第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。（被審人の意見陳述）

第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見述べることができる。（被審人による答弁書の提出）

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に對して、意見の陳述を求めることができる。（参考人に対する審問等）

第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。（この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。）

2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十条、第一百九十九条、第一百九十六条、第一百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について同一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十四条の二十一の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明らかに

する決定をしなければならない。

7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならぬ。

8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

（送達書類）

第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の準用）

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第百三条まで、第一百五条、第一百六条、第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第一百八条並びに第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあっては、審判官）」と、同法第一百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることがで

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）

第三十四条の五十七 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものを、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第八条の規定にかかるわらず、当該処分通知等の内容を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

（事件記録の閲覧等）

第三十四条の五十九 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（納付の督促）

第三十四条の五十八 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五八セントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（課徴金納付命令の執行）

第三十四条の六十 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定（以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に

する法令の規定に従つてする。内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私

の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（課徴金等の請求権）

第三十四条の六十一 破産法及び民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第三十四条の五十九第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(内閣府令への委任)

第三十四条の六十二 この章に規定するもののほか、審判手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(取消しの訴え)

第三十四条の六十三 第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

(参考人等の旅費等の請求)

第三十四条の六十四 第三十四条の四十七第一項又は第三十四条の五十第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十四条の六十五 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定により行う決定その他の処分(これらの規定により審判官がする処分を含む。)については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。(審査請求)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定により行う決定その他の処分(これらの規定により審判官が行う処分を含む。)又はその不作為については、審査請求をすることができない。(設置)

第六章 公認会計士・監査審査会

第三十五条 金融厅に、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分(監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。)に関する事項を調査審議する。

二 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること。

三 公認会計士試験を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第三十五条の二 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。

(会長)

会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会長及び委員の任命)

第三十七条の二 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得きれないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその会長又は委員を罷免しなければならない。

(会長及び委員の任期)

第三十七条の三 会長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長及び委員は、再任されることができる。

3 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び委員の身分保障)

第三十七条の四 会長及び委員は、審査会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合には、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(会長及び委員の罷免)

第三十七条の五 内閣総理大臣は、会長又は委員が前条に該当する場合は、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(会長及び委員の服務等)

第三十七条の六 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 会長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(会長及び委員の給与)

第三十七条の七 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(試験委員)

第三十八条 審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。

第三十七条の八 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(試験委員)

第三十九条 削除
(議事及び議決の方法)

第四十条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 委員は、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。

(事務局)

第四十一条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

(勧告)

第四十二条 審査会は、第四十九条の四第二項又は第三項の規定に基づき第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第一項若しくは第二項又は第四十九条の三の二第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。

3 前項の場合は、審査会は、第四十九条の四第二項又は第三項の規定に基づき第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第一項若しくは第二項又は第四十九条の三の二第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。

(政令への委任)

第四十二条 第三十五条から前条までに規定するもののほか、審査会の所掌事務及び委員その他の

職員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章の二 日本公認会計士協会

(設立、目的及び法人格)

第四十三条 公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士

協会（以下「協会」という。）を設立しなければならない。

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指

導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録並びに上場会社等

監査人名簿への登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 協会は、法人とする。

(会則)

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 入会及び退会に関する規定

三 会員の種別及びその権利義務に関する規定

四 役員に関する規定

五 会議に関する規定

六 支部に関する規定

七 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定

八 上場会社等監査人名簿への登録に関する規定

九 資格審査会に関する規定

十 会員の品位保持に関する規定

十一 会員の研修に関する規定

十二 公認会計士試験に合格した者の実務補習に関する規定

十三 会員の第一条第一項の業務の運営の状況の調査に関する規定

十四 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

十五 会計に関する教育その他の知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

十六 会費に関する規定

十七 会計及び資産に関する規定

十八 事務局に関する規定

2 会則の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(支部)

第四十五条 協会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

(登記)

第四十六条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

(入会及び退会)

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

第四十六条の二 公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

(会則を守る義務)

第四十六条の三 会員は、協会の会則を守らなければならない。

(役員)

第四十六条の四 協会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

4 会長は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(総会)

第四十六条の五 協会は、毎年、定期総会を開かなければならない。

2 協会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議を必要とする事項)

第四十六条の六 協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第四十六条の七 協会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第四十六条の八 協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議及び答申)

第四十六条の九 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の十 協会は、会員の第一条第一項の業務の運営の状況（当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）の調査を行ふものとする。

2 協会は、定期的に、又は必要に応じて、前項の調査の結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十一 協会は、その会員に第三十条、第三十一条、第三十二条の二第一項、第三十四条の二十一第二項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項の規定に該当する事実があると認められたときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。

(資格審査会)

第四十六条の十二 協会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十二条第二項及び第三十四条の十の十四第二項の規定による登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、内閣総理大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に從事する金融庁の職員及び学識経験のある者から委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定め

(賃借対照表等)

第四十六条の十一の二 協会は、毎事業年度、第四十六条の六に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、貸借対照表、収支計算書、附属明細書、事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第四十六条の十二 内閣総理大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督上の命令)

第四十六条の十二の二 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会の会則その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該会則その他の規則により認められた権能を行使せざる他必要な措置をすることを怠つた場合において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その事務の方法の変更を命じ、又は会則その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

(総会の決議の取消し)

第四十六条の十三 内閣総理大臣は、協会の総会の決議が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、その決議の取消しを命ずることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十六条の十四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

第七章 雜則

(監査及び証明を受けた旨の公表の禁止)

第四十七条 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けた場合を除くほか、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けたものである旨を公表してはならない。

(公認会計士又は監査法人の業務の制限)

第四十七条の二 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

2 前項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適當な名称を使用することを妨げない。

第四十八条の二 監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

(公認会計士又は監査法人の業務上調製した書類)

第四十九条の二 公認会計士又は監査法人が他人の求めに応じて監査又は証明を行ふに際して調製した

(公認会計士の使用者等の秘密を守る義務)

第49条の2 公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の使用者その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(外國監査法人等に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外國監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に関し、外國監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外國監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に関し、当該職員に外國監査法人等の事務所その他その業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係ある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(権限の委任)

第四十九条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。ただし、第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前二項の規定により審査会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 審査会は、政令で定めるところにより、公認会計士試験の実施に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(審査会に対する審査請求)

第四十九条の四の二 審査会が前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料の提出の命令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む。）についての審査請求は、審査会に対してのみ行うことができる。

(内閣府令への委任)

第四十九条の五 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第四十九条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五十条 第四十七条の規定に違反した場合又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。)が第四十七条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 不正の手段により公認会計士、外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。)が第四十七条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六ヶ月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条(第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の十の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第三項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受け置くことができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

二 不正の手段により第三十四条の二十四又は第三十四条の三十四の二の登録を受けたとき。

三 第三十四条の二十四、第三十四条の三十三第五項又は第三十四条の三十四の二の規定に違反して業務を行つたとき。

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わな

かつた場合には、当該違反行為をした者は、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の二十五第一項若しくは第三十四条の三十四の四第一項の登録申請書又は第三十四条の二十五第二項若しくは第三十四条の三十四の四第二項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第四十八条の二第一項から第三項までの規定のいずれかに違反したとき。

2 第四十八条第一項の規定に違反した者(第五十四条第三号に該当する者を除く。)は、百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記載若しくは虚偽の記載若しくは虚偽の申述を行い、又は事實を隠べいたとき。

は記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の四十七第一項の規定による参考人に対する命令に違反して宣誓をしない者

二 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して出頭せず、陳述をせざる者

三 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する命令に違反して物件を提出しない者

四 第三十四条の五十第一項の規定による鑑定人に対する处分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

一 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

二 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者(第四条各号のいずれかに該当する者又は人の業務に関して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十八条の二又は第三十四条の十四の二の規定に違反したもの

二 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者(第四条各号のいずれかに該当する者又は人の業務に関して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項第一号の規定(第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)による事件関係人又は参考人に対する处分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定(第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定(第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十三条第一項第四号の規定(第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三十三条第一項第四号の規定(第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第三十三条第一項第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項各号又は第九百五十五条第一項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員、監査法人と第三十四条第三項の契約を締結した者又は検査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第四項又は第三十四条の二十二第二項において準用する同法第三十三条第四項に規定する報告について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠べいたとき。

二 第三十四条の三十三第四項の規定による命令に違反したとき。

第五十五条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、公認会計士、外国公認会計士、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 定款又は第三十四条の十五の三第一項の会計帳簿若しくは第三十四条の十六第一項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第三十四条の十六第二項又は第三項の規定に違反して書類若しくは電磁的記録の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をして提出したとき。

四 第三十四条の二十第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

五 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百四十分の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

六 第三十四条の二十二第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第三十四条の二十二第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

八 第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六百七十条第二項若しくは第五項又は第三十四条の二十三第一項において準用する同法第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一条第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。

九 第三十四条の二十八第二項又は第三十四条の三十四の八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

第十 第五十六条から第六十一条まで 削除

第五十六条 この法律中第六十二条の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第五十七条 第五十七条から第六十一条まで 削除

第六十一条 計理士法（昭和二年法律第三十一号）は、これを廃止する。但し、同法廃止前になし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十二条 計理士法第五条の規定による計理士の登録の申請は、この法律公布の日以後は、これ

を受理しない。

第六十三条及び第六十四条 削除

第六十五条 第四条の規定の適用については、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、旧判事懲戒法（明治二十三年法律第六十八号）、旧会計検査官懲戒法（明治三十三年法律第二十一号）又は旧行政裁判所長官評定官懲戒令（明治三十二年勅令第三百五十四号）の規定による懲戒免官の处分は、国家公務員法の規定による懲戒免職の处分とみなし、計理士法の規定による業務の禁止の处分は、第三十条又は第三十一条の規定による登録の抹消の处分とみなす。

第六十六条 削除

この法律は昭和二十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和二十三年一二月一日法律第二一七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

第六十七条 第六十七条から第六十一条まで 削除

第六十八条 第四条の規定の適用については、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、旧判事懲戒法（明治二十三年法律第六十八号）、旧会計検査官懲戒法（明治三十三年法律第二十一号）又は旧行政裁判所長官評定官懲戒令（明治三十二年勅令第三百五十四号）の規定による懲戒免官の处分は、国家公務員法の規定による懲戒免職の处分とみなし、計理士法の規定による業務の禁止の处分は、第三十条又は第三十一条の規定による登録の抹消の处分とみなす。

第六十八条 削除

この法律は、昭和二十四年三月三十一日から施行する。但し、第五十七条第二項第五号の改正

規定は、この法律施行の日から十月を経過した日後に行う特別公認会計士試験から適用する。

第六十九条 削除

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十四年三月三一日法律第二二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

第七十条 削除

この法律は、昭和二十四年三月三十一日から施行する。

附 則（昭和二十四年五月三一日法律第一四五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

第七十一条 削除

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十四年五月三一日法律第一四五号）抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第七十二条 削除

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

6 改正後の公認会計士法に基き、この法律施行後はじめて発せられる政令又は大蔵省令で、改正前の公認会計士法に基き発せられた会計士管理委員会規則に規定する内容と同一の内容を規定するものについては、改正後の同法第三十五条第二項第一号又は第一号の規定は、適用しない。

7 改正前の公認会計士法第十九条の規定に基き会計士管理委員会に提出した登録申請書は、改正後の同条の規定に基き大蔵大臣に提出したものとみなす。

附 則（昭和二十四年六月一〇日法律第二〇九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年四月一日法律第九四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年三月一九日法律第五一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年六月一五日法律第二三七号）抄

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和二五年五月四日法律第一四一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年三月一九日法律第五一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三〇日法律第一四六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三〇日法律第二七〇号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月二十四日法律第八二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一一日法律第一七五号）抄

この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和二九年七月二十四日法律第八二号）

この法律による改正前の公認会計士法第五十七条の規定により特別公認会計士試験に合格した者の資格については、なお従前の例による。

附 則（昭和三六年六月一五日法律第一三七号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三八年七月一六日法律第一五二号）抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

(施行期日)
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年六月三〇日法律第一二三号）抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。(検定合格者の経過措置)

第三条 改正前の公認会計士法第五十七条の規定により検定に合格した者の資格については、なお従前の例による。(罰則に係る経過措置)

第六条 前条の規定の施行日前にした行為で、改正前の公認会計士法第六十三条の規定に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四一年六月二三日法律第八五号）抄

(施行期日)
この法律中第一条及び次項から附則第二十一項までの規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条及び附則第二十二項から第二十五項までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。(協会の設立に関する経過措置)

2 日本公認会計士協会（以下「協会」という。）を設立しようとするときは、三十人以上の公認会計士及び外国公認会計士が設立委員となり、設立に関する事務を行なわなければならない。

3 設立委員は、第一条の規定の施行の日から五月以内に、協会の会則を定め、設立総会の議を経て、当該会則について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日の二週間前までに、公認会計士及び外国公認会計士に書面で通知するとともに、大蔵大臣に報告しなければならない。

5 設立総会は、公認会計士法第四十六条の四の規定による会長及び副会長となるべき者を選任しなければならない。

6 設立総会の議決は、公認会計士及び外国公認会計士の三分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。

7 設立委員は、附則第三項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を附則第五項の規定により選任された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

8 附則第五項の規定により選任された会長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

9 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

10 この法律に規定するもののほか、協会の設立に関する必要な事項は、政令で定める。

11 昭和二十八年四月一日に設立された社団法人日本公認会計士協会は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出しができる。

12 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

13 前項の認可があつたときは、社団法人日本公認会計士協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、社団法人日本公認会計士協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

14 社団法人日本公認会計士協会の解散の登記に關し必要な事項は、政令で定める。(協会への登録事務の委譲に關する経過措置)

第二条の規定による改正前の公認会計士法（以下「旧法」という。）の規定により大蔵大臣に提出された登録申請書その他の書類でまだその登録がされていないものは、その提出の日において同条の規定による改正後の公認会計士法（以下「新法」という。）の規定により協会に提出されたものとみなす。

旧法の規定により公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿にされた登録は、その登録の日において、それぞれ新法の規定によりこれらの名簿にされた登録とみなす。

大蔵大臣は、第二条の規定の施行の日ににおいて、大蔵省に備えた公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿その他公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に関する書類を協会に引き継がなければならない。

附 則（昭和四二年八月一日法律第一二〇号）抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年四月一日法律第二三号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。この法律の施行の日の以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六一年五月二三日法律第六六号）抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年五月六日法律第四〇号）

1 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条に一項を加える改正規定 公布の日
二 第五十条から第五十三条の二まで及び第五十四条から第五十五条の二までの改正規定 平成四年九月一日

三 第十条第三項の改正規定（「その後行なわれる四回の」を「当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成五年八月一日

四 第十条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「その後行なわれる四回の」を「当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる」に改める部分を除く。）及び第十二条の改正規定 平成七年八月一日

(経過措置)
平成五年八月一日前に行われたこの法律による改正前の公認会計士法第十条第一項の規定による第三次試験の筆記試験において同条第三項に規定する成績を得た者に対するその後の筆記試験の免除については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

(施行期日)
この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(詰問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの詰問その他の求めがされた場合は、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年一一月一〇日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定 内閣法の一部を改正する法律の施行の日で別に法律で定める日

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(公認会計士法の一改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に從前の金融再生委員会に置かれた金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「旧公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第八条の規定による改正後の公認会計士法(以下この条において「新公認会計士法」という。)第三十六条第二項又は第三十八条第二項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「新公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員として任命されたものとみなされる。

この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六条第三項の規定にかかわらず、同日における旧公認会計士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 認会計士法第三十七条第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長である者は、この法律の施行の際に旧公認会計士審査会の会長として決定されたものとみなす。

第三十条 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定の施行の際現に從前の大蔵省の公認会計士審査会の委員又は試験委員である者は、それぞれ同条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の公認会計士法(以下この

条において「新公認会計士法」という。)第三十六条第二項又は第三十八条第二項の規定により、金融再生委員会に置かれる金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「新公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の大蔵省の公認会計士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第三条 前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の公認会計士審査会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新公認会計士法第三十七条第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長としての任期の残任期間と同一の期間决定されたものとみなす。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第四条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日

附 則 (平成一二年四月二六日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(公認会計士法の一改正に伴う経過措置)

第十五条 旧法第十七条の規定により業務の禁止の处分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、前条の規定による改正後の公認会計士法第四条の規定にかかわらず、公認会計士となる資格を有しない。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定 平成十七年十二月一日

(公認会計士法の一改正に伴う経過措置)

第二十条 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは旧司法試験の第一次試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月六日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は公布の日から、第二条、次条、附則第三条、附則第五条、附則第六条、附則第八条から第十条まで、附

則第三十三条、附則第三十二条、附則第三十六条から第四十五条まで、附則第四十七条、附則第五十条、附則第五十二条及び附則第五十三条（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第十八条号の改正規定に限る。）の規定は平成十八年一月一日から施行する。

（会計士補に関する経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に会計士補である者又は会計士補となる資格を有する者については、同条の規定による改正前の公認会計士法第二条第一項及び第二項、第三条、第四条、第十一条から第二十二条まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第二項第一号、第四十三条第二項、第四十六条の二第二項、第四十六条の三、第四十六条の八、第四十六条の十、第四十六条の十一、第四十六条の十二の二、第四十九条の二並びに第四十九条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第四条第六号及び第七号中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十一条」と、同法第三十二条第一項、第三项及び第四項中「前二条」とあるのは「前一条」と、同条第五項中「前二条の規定」とあるのは「前条の規定」と、「前二条に該当」とあるのは「同条に該当」と、同法第三十四条第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十一条」と、同法第四十六条の十第一項中「第三十条、第三十一条又は第三十四条の二十一」とあるのは「第三十一条」とする。

2 前項の場合においては、第二条の規定による改正前の公認会計士法第四十八条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「前項」とする。

（公認会計士の資格に関する経過措置）

第三条 次に掲げる者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第三条に規定する公認会計士となる資格を有するものとみなす。

一 第二条の規定の施行の際現に公認会計士となる資格を有する者

二 附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる公認会計士試験の第三次試験に合格した者

三 附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる第二条の規定による改正前の公認会計士法第十条第一項の規定による第三次試験に合格した者（欠格条項に関する経過措置）

四条 第一条の規定による改正後の公認会計士法（以下「新法」という。）第四条第二号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する刑に処せられた者について適用する。

2 新法第四条第一号の規定の適用については、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第一百七十八条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第二百四十七条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者とみなす。

3 新法第四条第六号の規定は、施行日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の公認会計士法（以下「旧法」という。）第四条第五号に規定する处分を受けた者の当該处分に係る欠格条項については、なお従前の例による。

（第二次試験合格者等に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正前の公認会計士法第八条第一項の規定による第二次試験に合格した者は、第一条の規定による改正後の公認会計士法第八条第一項の規定による短答式による試験の上欄に掲げる第二条の規定による論文式による試験の科目の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について第二条の規定による改正後の公認会計士法第八条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

旧試験科目	新試験科目
民法	民法
会計学	会計学
商法	企業法
経営学	経営学
民法	民法

（旧司法試験合格者等に関する経過措置）

第六条 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号。以下「司法試験法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の規定による司法試験の第二次試験に合格した者及び司法試験法等改正法附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者に対しては、その申請により、第二条の規定による改正後の公認会計士法第八条第一項の規定による短答式による試験を免除し、及び司法試験法等改正法第二条の規定による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は司法試験法等改正法附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験において受験した科目（受験した科目が商法又は会計学である場合にあっては、企業法又は会計学）について、第二条の規定による改正後の公認会計士法第八条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

（公認会計士・監査審査会が行う公認会計士試験に関する経過措置）

第七条 新法第十条第二項及び第三項、第十五条规定は、施行日以後に実施される公認会計士試験の第二次試験から適用する。

（旧第三次試験の実施）

第八条 第二条の規定の施行の日前に実施の公告がされた公認会計士試験の第三次試験の実施については、なお従前の例による。

2 公認会計士・監査審査会は、平成十八年においては、前項の第三次試験及び第二条の規定による改正後の公認会計士法の規定による公認会計士試験を行うほか、従前の第三次試験（平成十六年又は平成十七年の第三次試験）において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者に対する口述試験に限り、（行うものとする）

3 前項の場合において、第二条の規定による改正前の公認会計士法第二条第一項、第五条第一項、第十条第一項及び第二項並びに第十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第十条第一項中「筆記及び口述」とあるのは「口述」と、同条第二項中「第十二条」とあるのは「公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の第十二条」と、同法第十一条中「次条」とあるのは「公認会計士法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項、第二項の規定による改正前の次条」とする。

4 第二条の規定により行われる第三次試験については、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十一条、第十二条、第十三条第一項、第十三条の二第二項、第十四条、第三十五条第二項第三号及び第三十八条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「公認会計士試験」とあるのは、「第三次試験」とする。

（業務補助等の期間に関する経過措置）

第九条 第二条の規定の施行の際現に会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する同条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項の規定による改正前の公認会計士法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間（同法第六十五条第二項の規定により同法第二条第一項の業務について公認会計士を補助した期間とみなされる期間を含む。）は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項の業務補助等の期間とみなす。

（実務補習に関する経過措置）

第十条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の公認会計士法第十二条第一項に規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項の規定による改正前の公認会計士法第十五条第一項に規定する実務補習を行っている者は、第二条の規定の施行の際現に当該実務補習を受けている者が修了するまでの間ににおいては、当該者に対して、当該実務補習を行うものとする。この場合にお

いて、同条の規定による改正前の公認会計士法第十二条及び第三十四条の五第二号の規定は、な

おその効力を有する。

第二十条 第二条の規定による改正前の公認会計士法第十二条（前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定による実務補習を修了した者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けたものとみなす。

第二十一条 新法第十八条の二（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に登録の申請について適用し、施行日前に登録の申請に係る登録拒否の事由（登録拒否の事由に関する経過措置）

第二十二条 新法第十四条の二（新法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に登録の申請に係る登録拒否の事由（登録拒否の事由に関する経過措置）

第二十三条 新法第十四条の三（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する大会社等（新法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。）の財務書類（新法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）で、施行日以後に開始する会計期間（新法第二十四条の三第一項に規定する会計期間をいう。以下同じ。）に係るもの的新法第二条第一項の業務について適用し、当該大会社等の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例による。

第二十四条 新法第二十四条の三（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する大会社等（新法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。）の財務書類（新法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）で、施行日以後に開始する会計期間に係るもの的新法第二条第一項の業務について適用し、当該大会社等の財務書類（新法第二十四条の三第一項に規定する会計期間をいう。以下同じ。）を行った会計期間以後の連續する会計期間について適用する。

第二十五条 新法第二十四条の四（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係るもの（新法第二条第一項の業務について適用し、当該大会社等の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例による。）の業務について適用する。

第二十六条 新法第二十四条の三（新法第十六条の二第四項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係るもの（新法第二条第一項の業務について適用し、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例による。）の業務について適用する。

第二十七条 新法第二十四条の三（新法第十六条の二第四項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係るもの（新法第二条第一項の業務について適用し、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例による。）の業務について適用する。

第二十八条 新法第二十四条の三（新法第十六条の二第四項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係るもの（新法第二条第一項の業務について適用し、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例による。）の業務について適用する。

第二十九条 新法第三十四条の二（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした同条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為若しくは同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は監査法人の施行日以後にした同条第三項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用し、公認会計士又は外国公認会計士の施行日前にした旧法第三十一条（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会

第三十条 新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした同条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為若しくは同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は監査法人の施行日以後にした同条第三項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用し、公認会計士又は外国公認会計士の施行日前にした旧法第三十一条（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会

第三十一条 新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした同条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為若しくは同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は監査法人の施行日以後にした同条第三項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用し、公認会計士又は外国公認会計士の施行日前にした旧法第三十一条（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会

第三十二条 新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした同条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為若しくは同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は監査法人の施行日以後にした同条第三項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用し、公認会計士又は外国公認会計士の施行日前にした旧法第三十一条（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会

第三十三条 新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした同条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為若しくは同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は監査法人の施行日以後にした同条第三項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用し、公認会計士又は外国公認会計士の施行日前にした旧法第三十一条（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会

第三十四条 新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした同条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為若しくは同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は監査法人の施行日以後にした同条第三項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用し、公認会計士又は外国公認会計士の施行日前にした旧法第三十一条（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会

第三十五条 新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした同条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為若しくは同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は監査法人の施行日以後にした同条第三項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用し、公認会計士又は外国公認会計士の施行日前にした旧法第三十一条（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会

第三十六条 新法第十六条の二第四項及び第三十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係るもの（新法第二条第一項の業務について適用し、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例によ

第三十七条 新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係るもの（新法第二条第一項の業務について適用し、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例によ

第三十八条 新法第三十四条の二（新法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした新法若しくは新法に基づく命令に違反する行為又は同項の著しく不当な運営について適用する。

第三十九条 新法第三十四条の四第二項第二号の規定の適用については、旧法第三十四条の二十一の規定により監査法人が設立の認可を取り消された場合は、新法第三十四条の二十一の規定により監査法人が解散を命ぜられた場合とみなす。（社員の資格に関する経過措置）

第四十条 新法第三十四条の九の一の規定は、施行日以後に監査法人が設立の登記をした場合について適用する。（監査法人の成立の届出に関する経過措置）

第四十一条 新法第三十四条の十の四第一項の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係る財務書類の証明について適用する。（監査法人の定款の変更に関する経過措置）

第四十二条 新法第三十四条の十第一項に規定する認可の申請は、新法第三十四条の十の規定によりした届出とみなす。（監査法人の業務の制限に関する経過措置）

第四十三条 新法第三十四条の十一第一項第一号及び第三号の規定は、会社その他の者の財務書類で、施行日以後に開始する会計期間に係るもの（新法第二条第一項の業務について適用し、当該会社その他の者の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものとの同項の業務については、なお従前の例による。）の規定によりした届出とみなす。（指定社員に関する経過措置）

第四十四条 新法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査閲連業務を行わせた会計期間以後の連続する会計期間について適用する。（大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置）

第四十五条 新法第三十四条の十八第一項の規定は、施行日以後に同項に掲げる理由が生じた場合について適用する。（監査法人の解散に関する経過措置）

第四十六条 新法第三十四条の十九第三項の規定は、施行日以後に合併後存続する監査法人又は合併によって設立した監査法人が登記をした場合について適用する。（監査法人に対する処分に関する経過措置）

第四十七条 新法第三十四条の二十一第一項の規定は、監査法人の施行日以後にした新法若しくは新法に基づく命令に違反する行為又は同項の著しく不当な運営について適用する。

第四十八条 新法第三十四条の二十一第二項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新法若しくは新法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不當な運営又は同項第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧法第三十四条の二十一第一項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は旧法若しくは旧法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営について適用する。

第四十九条 新法第三十四条の二十一第四項の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による処分の手続に付された監査法人について適用する。

2 新公認会計士法第三十四条の二十一第三項の規定は、監査法人の施行日以後にした同条第二項

第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不當な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。
(課徴金納付命令に関する経過措置)

第十六条 新公認会計士法第三十四条の二十一の二の規定は、監査法人の施行日以後にした新公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

(外国監査法人等の届出に関する経過措置)

第十七条 新公認会計士法第三十四条の三十五第一項の規定は、監査法人の施行日以後に開始する会計期間に係るもの(新公認会計士法第三十四条の三十五第一項の規定による除外会社等財務書類をいう)で、施行日以後に開始する会計期間に係るもの(新公認会計士法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務について適用する)。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度及び監査法人制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則) (平成二十三年五月二五日法律第五三号)
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(附則) (平成二十六年六月一三日法律第六九号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起すことができる改訂の法律の規定による改訂の法律の規定によりなお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年六月一七日法律第九一号)
抄

(附則) (平成二十九年五月三一日法律第四一号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(公認会計士法の一一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の公認会計士法第九条第二項第一号の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する学位を授与された者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という)第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る公認会計士試験の短答式による試験科目の免除については、なお従前の例による。

(附則) (平成三十一年五月三〇日法律第三三号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 第三条中特許法第七百七十三条の改正規定、第一百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定、第一百九十五条第六項の改正規定並びに第一百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則) (令和元年五月三一日法律第一六号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (令和元年六月一四日法律第三七号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日
二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く)、

、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条（第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

（第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（附 則（令和元年六月一六日法律第四四号）抄）

（施行期日） 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則（令和三年五月一九日法律第三三七号）抄）

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則（令和三年五月一九日法律第三三七号）抄）

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則（令和三年五月一九日法律第三三七号）抄）

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任） 第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄）

（施行期日） 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一条 一から三まで 略）

（四 次に掲げる規定 令和五年四月一日）

（八 第十三中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十二条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定）

（罰則に関する経過措置）

（第九十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）

（附 則（令和四年五月一八日法律第四一号）抄）

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。（業務補助等の期間に関する経過措置）

（第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）における公認会計士法第十五条第一項の業務補助等の期間が二年以上である者の第一条の規定による改正後の公認会計士法（次条及び附則第五条において「新公認会計士法」という。）第三条の規定の適用については、なお従前の例による。）

(上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に上場会社等(新公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する

上場会社等をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。)の財務書類(公認会計士法

第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。)

について第一条第一項の業務(新公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する第二条第一項の業務をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。)を行っている公認会計士(公認

会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項、次条第一項第一号及び附

則第五条において同じ。)及び監査法人は、施行日から起算して一年六月間(当該期間内に新公

認会計士法第三十四条の三十四の二の登録の申請をしたときは、その申請について登録又は登録

の拒否の処分があるまでの間)は、新公認会計士法第三十四条の三十四の二の規定にかかる

ず、当該業務を行うことができる。

この法律の施行の際現に上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行っている公認

会計士及び監査法人(次条第二項の規定の適用を受けた者を除く。)が、新公認会計士法第三十

四条の三十四の六第一項の規定により登録を拒否された場合には、前項の規定にかかる

四条の三十四の六第一項の規定により登録を行うことができる。

この法律の施行の際に上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができる

場合においては、その者を登録上場会社等監査人(新公認会計士法第三十四条の三十四の八第一

項に規定する登録上場会社等監査人をいう。)とみなして、新公認会計士法の規定を適用する。

第四条 前条第一項の規定により上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行なうことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に

定める事項を日本公認会計士協会に届け出なければならない。

一 公認会計士 次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 事務所の所在地

二 監査法人 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 事務所の所在地

ハ 公認会計士法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人にあつ

ては、同法第三十四条の二十六第一項第二号に掲げる事項

2 前条第一項の規定により上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができ

る者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その

者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

3 前項の規定により、第一項に規定する期間を経過した日以後に上場会社等の財務書類について

第二条第一項の業務を行うことができなくなつた者は、前項の規定にかかわらず、施行日前に締

結された契約に係る第二条第一項の業務を行うことができる。この場合においては、前条第三項

の規定を準用する。

(政令への委任)
第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)
附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第一百二十五条)第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定(公布の日)

(政令への委任)

第一百二十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日)

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十八条の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第二項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第三項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第四項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第五項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第六項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第七項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第八項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第九項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第十項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第十一項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第十二項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第十三項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第十四項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第三百八十九条第十五項の規定(公布の日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

定、同法第三十四条の五十三第七項から第十項まで、第三十四条の五十四（見出しを含む。）及び第三十四条の五十五（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の五十六第一項から第三項までの改正規定、同法第三十四条の五十七を削る改正規定、同法第三十四条の五十八の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同条を同法第三十四条の五十七とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十二条の三第一項及び第五十三条の三第二号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。